

(目的)

第1条 この条例は、児童を虐待から守ることについて、基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防、情報の共有及び提供、通告に係る児童の安全の確認等並びに虐待を受けた児童等に対する支援等に関し必要な事項を定め、もって児童の心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「法」という。)第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者をいう。

(令2条例22・令6条例28・一部改正)

(基本理念)

第3条 虐待は、決して正当化されることのない、児童の人権を著しく侵害する行為であり、何人も虐待を許してはならない。

2 児童を虐待から守るに当たっては、児童の利益を最大限に配慮しなければならない。

3 市民全体として、児童の尊厳を守り、児童が健やかに成長することができる社会の実現に向けて取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、虐待を受けた児童の安全の確保を最優先としなければならない。

2 市は、児童を虐待から守るため、必要な施策を講じなければならない。

3 市は、児童の人権、虐待の予防のための子育て支援施策、虐待の通告義務等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

4 市は、児童が虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、関係機関等と連携し、児童に対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するものとする。

5 市は、警察、関係機関等及び地域社会による虐待の予防のための取組に対する積極的な支援に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、児童を虐待から守るために市が実施する施策その他の取組に積極的に協力するとともに、虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、虐待が決して正当化されることではないことを認識し、児童のしつけに際して、人権に配慮し、児童の心身の健やかな成長及び発達を図るよう努めなければならない。

(関係機関等の責務)

第7条 関係機関等は、市が実施する虐待の予防のための子育て支援施策に協力するとともに、その専門的知識及び経験を生かした虐待の早期発見のための取組を行うよう努めなければならない。

(虐待の予防)

第8条 市は、虐待を予防するため、市民及び関係機関等と連携して子育てに関する支援を充実させるよう努めるものとする。

2 市は、虐待を予防するため、市民及び関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る取組について、専門的知識及び技術の提供その他必要な支援を行うものとする。

(人材の育成)

第9条 市は、児童相談所、福祉事務所及び保健所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者が虐待を早期に発見し、その他虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び福祉事務所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員その他虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

(令2条例22・令6条例28・一部改正)

(地域の相談支援拠点)

第10条 市は、虐待の予防、早期発見等を図るため、地域の相談支援拠点を指定することができる。

(情報の共有)

第11条 市は、児童相談所又は福祉事務所に対し、虐待を受けた児童(虐待を受けたと思われる児童を含む。以下本条及び第13条において同じ。)を発見した者から通告又は虐待に係る相談があった場合には、その旨の情報を児童相談所及び福祉事務所において適切に共有するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市立の学校、保健所その他児童の福祉に業務上関係のある市の機関の長は、虐待を受けた児童に係る情報について、児童相談所長(児童相談所の長をいう。以下同じ。)及び福祉事務所長(福祉事務所の長をいう。以下同じ。)との適切な共有に努めるものとする。

3 市は、虐待を受けた児童に係る情報について、警察との適切な共有に努めるものとする。

4 市は、児童の安全の確保のために必要があると認めるときは、虐待を受けた児童に係る情報について、関係機関等と共有することができる。

(虐待の防止等のための個人情報の提供)

第12条 市長は、児童相談所及び福祉事務所における虐待の防止並びに虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のため必要があると認める場合には、当該虐待に係る児童又は保護者の氏名、住所、心身の状況その他これらの者に係る情報を、警察及び関係機関等に対し、その業務の遂行に必要な範囲内に限って提供することができる。

(児童相談所への通告に係る児童の安全の確認等)

第13条 児童相談所長は、虐待を受けた児童を発見した者から児童相談所に通告があった場合には、直ちに当該虐待に係る調査を行い、児童相談所の職員又は児童相談所長が依頼した者により、直接目視することを基本として、当該児童との面会、面談等の方法により、当該児童の安全の確認を行わなければならない。

2 児童相談所長は、前項の安全の確認に際し、児童の生命に関わる可能性のある外傷その他の状況が認められた場合は、当該児童の一時保護(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条第1項に規定する一時保護をいう。以下同じ。)の必要性を最大限考慮しなければならない。

3 第1項の虐待を受けた児童の保護者及び保護者以外の同居人は、同項の安全の確認に協力しなければならない。

4 児童相談所長は、必要に応じ、近隣住民、住宅を管理する者、警察、関係機関等その他虐待を受けた児童の安全の確認のために必要な者に対し、児童の安全の確認に関する協力を求めるものとする。

5 児童相談所長は、必要に応じ、警察、関係機関等に対し、一時保護に関する協力を求めるものとする。

6 前2項の規定による協力を求められた者は、その求めに応じるよう努めるものとする。

7 児童相談所長は、一時保護を解除するに当たっては、児童の心身の安全の確保を最大限考慮しなければならない。

(臨検、搜索等の必要性の判断)

第14条 市長は、児童の安全の確認又は安全の確保のため必要があると認めるときは、適切に法第8条の2の規定による出頭要求等、法第9条の規定による立入調査等及び法第9条の3の規定による臨検、搜索等を行うものとする。

(福祉事務所が通告を受けた場合の措置)

第15条 福祉事務所が法第6条第1項の規定による通告を受けたときは、福祉事務所長は、必要に応じ児童相談所との連携を図りつつ、児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ法第8条第1項に規定する措置を採るものとする。

(虐待を受けた児童と保護者との再統合に向けた指導及び支援)

第16条 市は、虐待を受けた児童を保護者から分離した場合には、良好な家庭的環境で生活するために当該児童と保護者との再統合に向けた必要な指導及び支援を行わなければならない。ただし、保護者との再統合が当該児童の利益を侵害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

(虐待を受けた児童への教育支援)

第17条 市は、虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育を受けられるよう、必要な措置を講じなければならない。

(里親等への援助)

第18条 市は、虐待を受けた児童の養育に資するため、里親又は児童福祉法第27条第1項第3号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者(以下「里親等」という。)に対し、情報の提供、助言、研修、相談及び里親等の相互交流の促進その他の援助を行うものとする。

(虐待の防止等に係る体制の整備)

第19条 市は、毎年度、児童相談所及び福祉事務所における虐待の防止に関する取組の状況を把握するとともに検証し、必要な体制を整備しなければならない。

2 市は、虐待の防止等の実践的な対策について科学的に調査し、企画研究を行う体制を整備しなければならない。

3 市は、第16条の再統合に向けた指導及び支援に必要な体制の整備に努めなければならない。

(児童虐待防止推進月間)

第20条 児童を虐待から守り、市民に虐待の防止等への取組の理解及び協力を求めるために、毎年5月及び11月を児童虐待防止推進月間とする。

(財政上の措置)

第21条 市は、児童を虐待から守るための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告及び公表)

第22条 市長は、毎年度、本市の虐待に係る通告等の状況及び虐待の防止に関する取組の状況等を取りまとめ、その概要を市会に報告するとともに、公表するものとする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第22号)

この条例は、平成30年4月2日から施行する。

附 則(令和2年条例第22号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第28号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。